地域計画策定に伴う令和６年度の
農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という。）に基づく「相対の利用権設定の受付期間」
（注意）受付は令和７年１月が最後です。令和７年２月以降は受付できません。

受付期間	新規・更新	始期	～	終期	公告日（予定）	備考
令和６年１０月 （10 月 1 日～10 月 31 日）	新規	公告日	～	●年 12 月 31 日	令和 6 年 12 月 5 日	
	更新	終了日の翌日	～	●年 12 月 31 日		
令和６年１１月 （11 月 1 日～11 月 29 日）	新規	公告日	～	●年 12 月 31 日	令和 6 年 12 月 27 日	
	更新	終了日の翌日	～	●年 12 月 31 日		
令和７年１月 （1 月 6 日～1 月 31 日）	新規	公告日	～	●年 12 月 31 日	令和 7 年 3 月 5 日	**令和７年１月が最後の受付です**

〇受付日は、上表の月での受付期間において土曜日、日曜日及び休日を除いた平日です。

〇地域計画が策定された地域は、「基盤法に基づく相対の利用権設定」は廃止となります。
本市では、令和７年３月末までに市街化区域を除く市内全域で地域計画を策定する予定です。

〇相対の利用権設定の受付は令和７年１月が最後となり、令和７年２月以降は、農地中間管理機構を通した利用権設定、または農地法第３条に基づく貸借のいずれかになります。

〇相対による利用権設定されている利用権について
地域計画が策定される前までに利用権が設定されたものは、その終期（期間の満了）までは有効です。